

石川県病院内保育所運営事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 石川県病院内保育所運営事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、次に掲げる者等（ただし、地方公共団体、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会又は国立大学法人等を除く。）が前条に掲げる目的をもって職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「病院内保育所運営事業」という。）に対して、知事が補助金交付の対象として認める経費について予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

ア 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）

イ 国家公務員共済組合及びその連合会

ウ 健康保険組合及びその連合会

エ 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

オ 地方公務員等共済組合

カ 医療法人

キ 一般・公益社団法人及び一般・公益財団法人

ク 独立行政法人

ただし、都道府県労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」等との重複補助は認めない。

(補助事業者の義務)

第4条 補助事業者は、設備及び運営について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年石川県条例第62号。）を尊重するものとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金は、事業計画に記載された病院内保育所運営事業に要する経費の一部に充てるために補助するものとし、その補助額は、次により算定するものとする。

(1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額に3分の2を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端

数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を補助額とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円(補助事業者が民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (9) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付の申請は、補助事業者が様式第1号による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更交付申請等を行う場合には、補助事業者が様式第2号による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに

行うものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、様式第3号による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第6条の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

第12条 特別の事情により第5条、第7条、第8条及び第10条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月29日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費
<p>各病院内保育施設につき、(1)により算定した基本額から別添2に定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、(2)により算定した加算額の合計額とする。</p> <p>(1) 基本額</p> <p>ア A型特例 1人×180,800円×運営月数</p> <p>イ A型 2人×180,800円×運営月数</p> <p>ウ B型 4人×180,800円×運営月数</p> <p>エ B型特例 6人×180,800円×運営月数</p> <p>(2) 加算額</p> <p>ア 24時間保育を行っている施設 23,410円×運営日数</p> <p>イ 病児等保育を行っている施設 187,560円×運営月数</p> <p>ウ 緊急一時保育を行っている施設 20,720円×運営日数</p> <p>エ 児童保育を行っている施設 10,670円×運営日数</p> <p>オ 休日保育を行っている施設 11,630円×運営日数</p> <p>(注) 休日とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日をいう。</p>	<p>病院内保育所の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>

(別添1)

補助対象施設、病院内保育施設の種別及び加算分の保育について

1 補助対象施設

補助対象施設は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は、同法第8条の規定に基づき届出をした診療所が設置する病院内保育施設（近辺の他の病院又は診療所の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した病院内保育施設を含む。）であって、2のアに掲げる病院内保育施設の種別に該当し、原則12か月運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。

運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね15日以上である場合には1か月として算定して差し支えないものとし、また保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む。）をいう。

2 病院内保育施設の種別

ア 病院内保育施設の種別は以下の表1の通りとする。種別を決定するに当たっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、保育児童数の算定に関しては、1の補助対象施設に従事する職員（当該補助対象施設に勤務する職員であって、人事異動等により他の施設の勤務となった職員を含む。）の児童であって、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満（6か月以上に達する場合は除く。）であっても各種別に該当するものとする。

種別	基準項目	保育児童数	保育士等数	保育時間
A型特例		4人未満	2人以上	8時間以上
A型		4人以上	2人以上	8時間以上
B型		10人以上	4人以上	10時間以上
B型特例		30人以上	10人以上	10時間以上

表1 病院内保育施設の種別

イ 24時間保育は、終日いずれの時間帯においても保育サービスを提供するものとする。

ウ 休日保育は、以下に掲げる日に保育サービスを提供するものとする。ただし、以下に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除く。

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年1月3日（前号に掲げる日を除く。）

3 病児等保育

ア 対象児童

(ア) 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

(イ) 保育所に通所している児童ではないが、(ア)と同様の状況にある児童(小学校低学年児童等を含む。)

イ 対象疾患等

感冒、消化不良症(多症候性下痢)等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患等とする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

ウ 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

エ 職員配置等

(ア) 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。

(イ) 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

(ウ) 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

(エ) 他の児童への感染の防止に配慮すること。

オ 利用事務手続等

(ア) 利用事務手続きについては、実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

(イ) 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

カ 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者から徴収するものとする(ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること)。

キ その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

4 緊急一時保育

ア 対象児童

24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児又は幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童（小学校低学年を含む。）。

イ 対象となるサービス

病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約をしており、かつ保育サービス提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行い、アの児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

ウ 緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所、県又は市町が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

5 児童保育

ア 対象児童

病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下、放課後児童という。）。

イ 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

ウ 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第54条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。）を1名以上配置すること。

(別添 2)

保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

1 保育料収入相当額

保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる人数は表2のとおりである。

種別	保育児童
A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人

表2 対象となる人数

2 負担能力指数による調整率

負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

$$\text{標準経費} = \text{保育士等の数} \times \text{標準人件費} + \text{その他の経費}$$

注) (1) 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

(2) その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの県が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

(3) 標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数

2.6人

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費

年額3,186,000円

負担能力指数による調整率は、表3の通りとする。ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあっては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.8
20以上	0.6

表3